

死亡届

手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	手続	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続の流れと必要なもの	しまし ました	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
1	死亡届			○死亡届および死亡診断書(死体検案書)(死亡届と死亡診断書が1枚となったA3サイズの用紙で、医療機関等から交付されます。) ※他の手続で死亡診断書の写しを使う場合がありますので、必要な方は、死亡届を提出する前にコピーをお取りください。  「埋・火葬許可証」をお渡しします。 ※火葬の日に、忘れずに斎場・斎園の係員に提出してください。  (市営霊園埋蔵に必要なもの) ○埋・火葬許可証(火葬執行済の押印があるもの) ○霊園(埋葬場所)使用許可証、霊園(一般墓地)使用許可証、霊園(合葬墓)使用許可証 ※合葬墓へ埋蔵する場合は、事前に管理事務所へ予約が必要です。 ※上記の霊園使用許可証は、霊園の使用権者(名義人)に交付されております。納骨の際は、必ず各霊園管理事務所(浪岡墓園の場合は浪岡庁舎市民課)に提出してください。 霊園使用許可証を紛失した場合は、生活安心課または浪岡庁舎市民課で再交付の手続をしてください。 ※使用権者が死亡した場合は、名義変更手続が必要です。詳しくは担当課へお問合せください。 ※12月1日から3月31日は、三内・月見野・八甲田各霊園の管理事務所を閉所しています。この期間に納骨を希望される方は、納骨する前に上記「市営霊園埋蔵に必要なもの」を生活安心課に提出してください。 ※市営霊園以外への埋葬等については、各墓地管理者または生活衛生課へお問い合わせください。 死亡届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりいたします。受付時間は14ページをご覧ください。			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242 支所等 「霊園(埋葬場所)使用許可証」を紛失した場合・名義変更手続をする場合は 駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277 青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活衛生環境チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140

死亡届

～以下は、死亡に伴って必要となる手続です～

- ・★マークの手続は、死亡届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。

				支所等		は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。			
No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました	お手続 ください 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所等	★ マイナンバーの通知カードまたは マイナンバーカードをお持ちだった方 ◆死亡届が受理された時点で、カードは使用できなくなります。		連絡票	通知カードまたはマイナンバーカードの返納 (通知カード返納届・個人番号カード返納届) 亡くなった方の諸手続でマイナンバーを必要とする場合があります。すべての手続がお済みになったあとに、返納を希望する場合は返納の手続をしてください。(返納したカードは再発行できません。)	○亡くなった方の通知カードまたはマイナンバーカード			駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	マイナンバーカードを申請中だった方		説明	マイナンバーカードの交付申請が取消となります。					
	★ 住民基本台帳カードをお持ちだった方 ◆死亡届が受理された時点で、カードは使用できなくなります。		連絡票	住民基本台帳カードの返納 (住民基本台帳カード返納届) 返納をご希望の場合のみ手続をしてください。	○亡くなった方の住民基本台帳カード				
	戸籍謄本等(死亡の記載がされた戸籍)の交付請求を希望する方		説明	死亡の記載がされた戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。 【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間に来られない方は、戸籍謄本等を郵便請求することも可能です。 郵便請求については、本籍地の市区町村にお問い合わせください。 なお、青森市ではホームページにも郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。			駅前庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (窓口対応チーム) ☎017-734-5239 支所等		
	住民票(死亡の記載がされた)の写しの交付を希望する方		説明	亡くなった方の死亡の記載がされた住民票の写しが交付できるようになる日数は、市区町村によって異なりますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。					

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No		亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	完了 しました	後日 お手続き ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
国民健康保険	14	★ 葬祭費の申請をする方 (亡くなった方が国民健康保険に加入していた) ◆葬儀を行った方に対して、費用の一部(5万円)が支給されます。		配付	葬祭費の支給申請 (葬祭費支給申請書) 葬儀の日から2年以内	○亡くなった方の国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか一つ(先に返還した場合は不要です。) ○喪主の方名義の普通・当座預金通帳 ○喪主であることが証明できるもの(葬祭費用の領収書、会葬御礼のはがき、新聞広告等のうちいずれかひとつ) ○喪主のマイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は14ページ参照 葬祭費支給申請書をお渡しいたしますので、葬儀終了後に、ご記入いただいた申請書に加えて、上記のものをご持参の上、担当課で手続をしてください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	15	★ 後期高齢者医療制度に加入していた方	当日受付は 転記		80	回収	被保険者証または資格確認書の返還 死亡の翌日から14日以内 後日、郵送で保険料変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。	○後期高齢者医療被保険者証または資格確認書		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493
16				配付	療養費受領の手続 (受領申立書) 葬儀の日から2年以内 未支給、未請求の療養費があるかどうか不明な場合は、葬儀終了後に、ご記入いただいた申立書に加えて、上記のものをご持参の上、担当課で手続をしてください。	○相続人名義の普通・当座預金通帳 ○相続人の本人確認書類(運転免許証等)		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343		
17	亡くなった方が世帯主で、残る世帯に国保加入者がいる	当日受付は転記	81	待機依頼	被保険者証または資格確認書の返還 (国民健康保険資格異動届) 届出日から14日以内	○残る世帯の方の国民健康保険被保険者証または資格確認書 ○マイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は14ページ参照		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493		
18	★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちだった方	当日受付は転記	82	回収	認定証の返還	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ※令和7年7月31日が有効期限のものをお持ちのかた		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343		
19	★ 特定疾病療養受療証をお持ちだった方	当日受付は転記	83	回収	受療証の返還	○特定疾病療養受療証				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

	No	亡くなった方について	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しまし ました	お手 続き 完了 した	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
後期 高齢者 医療	20	★ 葬祭費の申請をする方 (亡くなった方が後期高齢者医療制 度に加入していた) ◆葬儀を行った方に対して費用の一部(5万円)が 支給されます。		配付	葬祭費の支給申請 (後期高齢者医療葬祭費支 給申請書) 葬儀の日から2年以内	○亡くなった方の被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか一つ(先に返還した場合は不要です。) ○喪主の方名義の普通・当座預金通帳 ○喪主であることが証明できるもの(葬祭費用領収書、会葬御礼のはがき、新聞広告等のうちいずれかひとつ) 葬祭費支給申請書をお渡しいたしますので、葬儀終了後に、ご記入いただいた申請書に加えて、上記のものをご持参の上、担当課で手続きをしてください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	21	国民年金に加入していた方(20歳 から60歳まで) または、 60歳以上で年金を受給していな かった方		(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	22	厚生年金に加入していた方		説明	手続方法は右記にお問い合わせください。				日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495(音声案内 1を押した後 に2を押す)	
	23	共済組合に加入していた方		説明					加入していた共済組合	
	24	老齢・障害・遺族 基礎 年金を受給していた (支給停止中を含みます。)		(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	25	年金を受給していた方 老齢・障害・遺族 厚生 年金を受給していた (支給停止中を含みます。)		説明					日本年金機構 青森年金事務所 ☎017-734-7495(音声案内 1を押した後 に2を押す)	
国民年金・農業者年金	26	退職・障害・遺族 共済 年金を受給していた(支 給停止中を含みます。)		説明	手続方法は右記にお問い合わせください。				加入していた共済組合	
	27	農業者年金を受給していた、また は加入していた方		説明					お近くのJ A青森 (代表) 青森農業協同組合本店信用部 ☎017-763-2013	

支所等

6

障がい(障がい者手帳・自立支援医療・障害福祉サービス・各種助成)

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

障がい	No	亡くなった方について	チェック	職 用 欄 使	総 合 窓 口	手 続	手続の際に必要なもの	しま した 後 日	お 手 続 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	37	障がい者手帳をお持ちだった方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No31～34にひとつでも該当する方または該当するか不明な方		担当課	障がい者手帳の返還 (身体障害者手帳返還届) (愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書) (精神障害者保健福祉手帳返納届)	○障がい者手帳 ○手続する方の認印(精神障害者保健福祉手帳の場合)				
	38		★No.31～34のいずれにも該当しない	当日受付は転記	85	申・回収				駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
	39	★自立支援医療受給者証をお持ちだった方 ◆育成医療 ◆更生医療 ◆精神通院医療		当日受付は転記	86	(申)・回収	受給者証の返還 (受給者証返納届/精神通院医療のみ届書記入)	○自立支援医療受給者証			
	40	★青森市福祉乗車証をお持ちだった方		当日受付は転記	87	回収	乗車証の返還	○福祉乗車証			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	41	★障害福祉サービス等受給者証をお持ちだった方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証		当日受付は転記	88	回収	受給者証の返還	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちだったものすべて		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	
	42	青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちだった方			担当課	利用券綴の返還	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴				
	43	訪問理美容サービス利用券(重度心身障害者)をお持ちだった方 ◆訪問理美容サービスを1回1,000円でご利用できる券です。			担当課	理美容券の返還	○訪問理美容サービス利用券(重度心身障害者)			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
	44	青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちだった方			担当課	給油券綴の返還	○青森市福祉自家用車給油券綴				

障がい(医療費助成)

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

障がい	No	亡くなった方について	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了 お手続き 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	45	重度心身障害者医療費助成を受給していた方			(発券)	受給者証または受給資格決定通知書の返還、助成金の振込先の変更手続 (青森市重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市重度心身障害者医療費受給者証または受給資格決定通知書 ○ご家族等名義の普通預金通帳またはキャッシュカード		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345
0歳から高校生年代のお子さんがいる方									
46	子ども医療費助成を受給していた、または国保乳児十割給付医療証を持っていた	★ お子さんが亡くなった	当日受付は	89	申・回収	医療証の返還 (青森市子ども医療費医療証交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証		
	47	保護者が亡くなった			(発券)	お子さんの加入医療保険の変更手続 (青森市子ども医療費医療証交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証 ○お子さんの健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		
状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお									
0歳から中学生のお子さんがいる方									
子ども	48	受給していた方またはこれから受給者となる方が公務員			説明	勤務先へ申請をしてください。		受給者の勤務先	
	49	支給対象児童が亡くなった			担当課	額改定手続 (児童手当額改定届) または 消滅手続 (児童手当消滅届)	なし		
	50	児童手当を受給していた 受給していた方が亡くなった			担当課	これから受給者となる方の支払請求手続 (未支払児童手当請求書) および これから受給者となる方の認定請求手続 (児童手当認定請求書)	○対象児童の名義の普通預金通帳(高校生年代までの児童のうち最年長の方の分) これから受給される方の ○健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカードからダウンロードした「資格情報画面」等公的医療保険被保険者であることを証するもの(国保又はどなたかの被扶養の場合は不要)(※3歳未満の児童がいる方のみ) ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は14ページ参照 ※以上のほか、これから受給者となる方の状況に応じて添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		
必要なものがすべてそろわなくても手続きができますので、亡くなった日の翌日から15日以内に必ず手続をしてください。									

子ども

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職 員 使 用 欄	総合窓口	手続	手続の際に必要なもの	しま し ま し た	お し ま し た	後 日 に お し ま し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
就学前のお子さんがある方											
51	保育所、幼稚園、認定こども園等	利用していた児童が亡くなった			退所手続 (保育所等退所届、教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印 (自署する場合は不要です。)				駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②~3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
52		保護者が亡くなった			保護者等の変更手続 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印 (自署する場合は不要です。)					
小学生のお子さんがある方											
53	放課後児童会	利用していた児童が亡くなった			退会手続 (放課後児童会退会届)	なし				駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②~3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
54		保護者が亡くなった			退会手続 (放課後児童会退会届) または 保護者変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届)	なし					
小学生・中学生のお子さんがある方											
55	青森市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者の方が亡くなった				保護者変更手続 (児童・生徒の改姓等の届)	なし ※各小・中学校にも届出用紙がありますので、お子さんが通学している学校への提出も可能です。				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小中学校
56	就学援助を受給していた方が亡くなった				就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯票))	申請用紙は各小・中学校にあります。 各小・中学校で申請をしてください。				駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	亡くなった方について		チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの		しまし 完了 した	お く だ さ い 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小児慢性特定疾病医療費助成を受給していた方											
57	★ お子さんが亡くなった		当日 受付 は 転 記	91	申・回 収	医療中止手続 (小児慢性特定疾病医療中 止届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証			元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (子育て親子支援チ ーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チ ーム) ☎0172-62-1114
58	保護者が亡くなった				担 当 課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。					
18歳に達する日の属する年度末までのお子さんがある											
59	ひとり親家庭等医療助成の受給申 請をする ◆所得制限等の資格要件があります。				(発 券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等医 療費受給資格認定(更新) 申請書)	○保護者と児童の健康保険被保険者証、資格確認書若し くは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○児童が含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所の方全員の所得課税証明書等)が 必要となる場合がありますので、詳しくは担当課 へお問い合わせください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チ ーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チ ーム) ☎0172-62-1153
ひとり親家庭等に該当していた方											
60	ひとり親 家庭等医 療費助成 を受給し ていた	お子さんが亡くなった			(発 券)	お子さんの加入医療保険の 変更手続または資格喪失手 続 (青森市ひとり親家庭等医 療費受給資格変更(消滅) 届)	○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証 ○新養育者とお子さんの健康保険被保険者証、資格確認 書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード (養育者が変更となる場合) ○新養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード (養育者が変更となる場合) ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所の方全員の所得課税証明書等)が必要となる場合 がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせ ください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チ ーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チ ーム) ☎0172-62-1153
61	父または母が亡くな った			(発 券)							
62	児童扶養 手当を受 給してい た	支給対象児童が亡く なった			担 当 課	額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっているかた には、証書は発行されません。)			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チ ーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チ ーム) ☎0172-62-1113
63		受給していた方が亡く なった			担 当 課	死亡手続 (受給者死亡届) および 未支払請求手続 (未支払児童扶養手当請求 書)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっているかた には、証書は発行されません。) 未支払請求をする場合は、手当の支給対象となっていた 児童(支給対象となっていた児童のうち、最年長の方の 分。最年長児童が幼少等の場合は、その保護者の方の 分)の普通預金通帳またはキャッシュカード ・受給者死亡の日から14日以内に手続をしてください。 ・手当が支給停止となっているかたも届出が必要です。				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職員 使用 窓口 欄	手続	手続の際に必要なもの	しま くた しま した た	お 手 続 後 日 に て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
子ども	64 青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人になっていた			担当課	死亡手続 (母子父子寡婦福祉資金所定の死亡届)	○届出人の認印（自署する場合は不要です。）		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
その他	65 市・県民税が課税されていた方			担当課	市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して課税されます。1月2日以降に亡くなった方については、相続人代表者に納税通知書が送付されます。 また、給与や年金からの特別徴収（引き去り）ができなくなること等により、相続人代表者に納付書を送付することがあります。 振込先の指定手続きについては、担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(2階) 市民税課 ②番窓口（普通徴収チーム） ☎017-734-5193	
	66 原動機付自転車、小型特殊自動車の登録をしていた方			担当課	名義変更申請 (軽自動車税(種別割)申告 (報告)書兼標識交付申請書) または 廃車(ナンバー返納)手続 (軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書)	【名義変更の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○標識交付証明書 ○譲渡証明書 【廃車の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○ナンバープレート（無い場合は弁償金をいただきます。） ○標識交付証明書 ※普通自動車・小型自動車・小型二輪自動車・軽二輪自動車・大型特殊自動車を所有されていた方は青森運輸支局、軽自動車（二輪を除く）を所有されていた方は軽自動車検査協会青森事務所での手続きが必要です。 ・青森運輸支局 ☎050-5540-2008 ・軽自動車検査協会青森事務所 ☎050-3816-1831		駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186
	67 固定資産(土地・家屋)を所有していた方			担当課	現所有者(相続人代表者)の申告手続 (固定資産現所有者申告書)	○現所有者(相続人代表者)のマイナンバーがわかるものと本人確認書類(運転免許証等) ※詳細は14ページ参照		駅前庁舎(2階) 資産税課 ⑤番窓口 (管理調整・償却資産チーム) ☎017-734-5200	令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。 青森地方税务局 ☎017-776-6231
	68 市営住宅にお住まいだった方			担当課	世帯状況により手続が異なりますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。			駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
	69 農地(田または畑)または採草放牧地を所有していた方			担当課	農地の相続が完了した旨の届出 当該農地を相続後、概ね10か月以内に相続した方が手続をしてください。	○届出人の認印（自署する場合は不要です）		柳川庁舎(3階) 農業委員会事務局 ☎017-761-4370	浪岡庁舎(3階) 農業委員会事務局分室 ⑪番窓口 ☎0172-62-1148
	70 森林(の土地)を所有していた方			担当課	森林の土地の所有者届出 当該土地の相続開始後、90日以内に相続した方が手続をしてください。	○当該土地の登記完了証又は登記事項証明書 ○当該土地の位置を示す地図(法務局備え付けの公図等) ※対象となる地域については、お問い合わせください		浪岡庁舎(2階) 農地林務課 ⑦番窓口 ☎0172-62-1146	

その他

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職員 総合窓口 使用欄	説明	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了 した	お 手 続 し て く だ さ い 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
71	犬の登録をしていた方			説明	登録事項変更手続	飼い主を変更する必要がありますので、電話でお知らせください。(飼い主だった方の氏名、住所が必要です。)			青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
72	青森市の保健所に届出や許可等を受けていた方			説明	医事・薬事に関する届出や許可等				青森市保健所(1階) 保健予防課 (医事薬事チーム) ☎017-765-5281	
73				説明	各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。				青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293	
74	市民図書館の利用者カードをお持ちの方			担当課	利用者カードの返還	○利用者カード			アウガ(6～8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。	
75	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園			担当課	名義変更申請	○霊園(埋葬場所・一般墓地)使用許可証 ○新旧名義人の続柄を証明する戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等 ○新名義人の本人確認書類(運転免許証等) ○名義変更手数料300円 ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(新名義人の世帯全員の住民票)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
	合葬墓の生前予約をしていた方			担当課	合葬墓への埋蔵	○霊園(合葬墓)使用許可証 ○埋・火葬許可証(火葬執行済の押印があるもの) ※合葬墓への埋蔵は、事前に管理事務所(☎017-743-3213)への予約が必要です。 ※12月1日から3月31日は、埋蔵できません。			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	

その他

その他

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

その他	No	亡くなった方について	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了 した 後 お 手 続 き ま し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	76	水道の利用者（契約者）になつて いた方		担当課	担当課へ電話でお知らせください。（住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。）			企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
	77	浄化槽を使用していた方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。		駅前庁舎 (3階) 廃棄物リサイクル課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1162 FAX : 017-718-1166	
	78	市税、国民健康保険税、後期高齢 者医療保険料、介護保険料、児童 保育負担金、放課後児童会負担金 の口座振替を利用していた方		担当課	口座振替変更手続 (青森市市税等口座振替依 頼書) または 口座振替廃止手続 (青森市市税等口座振替依 頼書)	【口座振替変更の場合】 ○新口座振替者の通帳 ○新口座振替者の金融機関届出印 ○納税（入）通知書（口座振替用） 【口座振替廃止の場合】 ○納税（入）通知書（口座振替用） 納税状況を確認し、未納がある場合は納付書を再発行 いたします。詳しくは担当課へお問い合わせください。		駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (収納管理チーム) ☎017-734-5220	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141
	79	市税、国民健康保険税、後期高齢 者医療保険料、介護保険料、児童 保育負担金、放課後児童会負担金 の納付義務者		担当課	納付相談	○納税（納入）通知書・納付書・督促状・催告書のいずれか		駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (徴収チーム) ☎017-734-5209	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141
	80	市営バス等で発行のAOPASS をお持ちだった方		担当 窓口	AOPASSの返還 ※デビット（預り金）等を返金い たします。	○AOPASS ○お亡くなりになったことが記載されている書類		東部営業所 西部営業所 青森駅前発売所 NTT青森支店前発売所	☎017-726-5443 ☎017-788-2326 ☎017-722-6702 ☎017-722-1236

注意事項

受付時間

《ご注意ください》

- ・「手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00） ※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日も各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和7年5月9日更新